

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	セネガルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を包含むセネガルの経済の再生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	800,000 千円 -----	H20.3.6 ダカール で (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ディオオップ経済・財政大臣	H20.3.19 175号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。